

資料編

資料1 小平市介護保険運営協議会設置要綱

(平成18年4月1日制定)

(設置)

第1条 小平市における介護保険の円滑な運営及び推進を図るために、小平市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、指定の取消し等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか介護保険事業を円滑に行うために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員15人以内をもって構成する。

2 委員のうち6人以内は、公募により選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

資料2 小平市介護保険運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 分 野
会 長	山路 憲夫	学識経験者
副 会 長	小澤 尚	小平市医師会
委 員	加藤 希	市内の居宅サービス事業者
委 員	金子 恵一	小平市社会福祉協議会
委 員	木村 源一	公募市民
委 員	黒澤 桃枝	公募市民
委 員	佐藤 正孝	東京都小平市歯科医師会
委 員	篠原 法子	公募市民
委 員	清水 太郎	居宅介護支援事業者
委 員	下村 咲子	小平市民生委員児童委員協議会
委 員	高橋 真奈美	市内の施設サービス事業者
委 員	棚井 俊雄	公募市民
委 員	中島 千恵	公募市民
委 員	野崎 紘一	公募市民
委 員	馬場 孝道	小平市薬剤師会

資料3 小平市介護保険運営協議会の検討経過

回	開 催 日	検 討 事 項 等
第1回	平成26年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 協議会運営事項の説明 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて 平成25年度地域包括支援センターの活動報告 平成25年度介護予防事業の概要報告 平成25年度地域ケア会議の概要報告 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート結果の概要について 地域密着型サービス事業所の指定等について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第2回	平成26年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの活動報告 介護予防サービス計画作成 新規委託先一覧 介護予防事業の概要報告 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第3回	平成26年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの活動報告 介護予防事業の概要報告 計画（素案）市民懇談会・福祉のまちづくり講演会の日程について 地域密着型サービス事業所の指定等について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

第4回	平成26年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの活動報告 ・介護予防事業の概要報告 ・認知症早期発見・早期診断推進事業の概要報告 ・地域主権改革（第3次一括法）に伴う介護保険法の改正による条例制定等について ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第5回	平成26年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの活動報告 ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見等の報告について ・第6期介護保険料の考え方について
第6回	平成27年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの活動報告 ・介護予防サービス計画作成 新規委託先一覧 ・介護予防事業の概要報告 ・地域密着型サービス事業所の指定更新について ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

資料4 市民懇談会等の開催結果

開催日時	開催場所	参加者数
平成26年11月15日（土）午後1時30分～2時30分	小平健成苑	21名
平成26年11月18日（火）午後1時30分～2時30分	やすらぎの園	38名
平成26年12月 1日（月）午後2時～3時	喜平図書館	16名
平成26年12月 2日（火）午後1時30分～2時30分	小川ホーム	22名
平成26年12月 4日（木）午後3時～4時	中央公民館	14名
合 計		111名

市民意見等 （ ※ 電子メール、ファクシミリによる ）

意見受付期間	平成26年11月14日（金）～12月13日（土）
意見受付人数	3名
意見受付団体数	1団体



小平市介護保険運営協議会



市民懇談会

資料5 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議設置要綱

(平成26年3月18日制定)

(設置)

第1条 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うために、小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 調整会議に事務の円滑な推進を図るため、ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームメンバーは、会長が別に定める。
- 3 チームにリーダー、サブリーダー及びオブザーバーを置き、会長が指名する。
- 4 リーダーは、会議を総理し、チームの議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 チームの会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 リーダーは、チームの検討等の結果を調整会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 調整会議及びチームの庶務は、健康福祉部高齢者福祉課が処理する。

(設置期間)

第9条 調整会議及びチームの設置期間は、その設置の日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

	職 務 名
会 長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部介護福祉課長
委 員	市民生活部地域文化課長
委 員	健康福祉部高齢者福祉課長
委 員	健康福祉部障害者福祉課長
委 員	健康福祉部生活福祉課長
委 員	健康福祉部健康課長
委 員	健康福祉部保険年金課長

資料6 策定調整会議委員名簿

役職	氏名	職務名
会長	橋田 秀和	健康福祉部長
副会長	阿部 和幸	健康福祉部介護福祉課長
委員	斎藤 武史	市民生活部地域文化課長 (平成26年3月31日まで)
	篠宮 智己	市民生活部地域文化課長 (平成26年4月1日から)
委員	野田 悟	健康福祉部高齢者福祉課長
委員	河原 順一	健康福祉部障害者福祉課長
委員	大澤 肇	健康福祉部生活福祉課長 (平成26年3月31日まで)
	住田 大一郎	健康福祉部生活福祉課長 (平成26年4月1日から)
委員	鶴巻 好生	健康福祉部健康課長
委員	坂本 伸之	健康福祉部保険年金課長 (平成26年3月31日まで)
	川上 吉晴	健康福祉部保険年金課長 (平成26年4月1日から)

資料7 ワーキングチームメンバー

役職	氏名	所属
リーダー	梅田 真吾	健康福祉部介護福祉課
サブリーダー	諸岡 庸介	健康福祉部高齢者福祉課
メンバー	赤坂 麻由	企画政策部政策課
メンバー	高田 宗男	市民生活部地域文化課
メンバー	杉崎 義治	健康福祉部高齢者福祉課
メンバー	岡田 敬夫	健康福祉部介護福祉課
メンバー	八木 雅明	健康福祉部介護福祉課
メンバー	城山 敦嗣	健康福祉部介護福祉課
メンバー	井上 晋太郎	健康福祉部障害者福祉課
メンバー	林 啓介	健康福祉部生活福祉課
メンバー	永田 幹子	健康福祉部健康課
メンバー	川田 恭子	健康福祉部保険年金課
オブザーバー	池谷 正俊	地域包括支援センター中央センター
事務局	河野 由里子	健康福祉部高齢者福祉課
事務局	杉浦 義之	健康福祉部介護福祉課

資料8 用語解説

※この用語解説の内容は、本計画を理解する上での参考となるように分かりやすくまとめたものであり、必ずしも用語の定義を厳格に定めたものではありません。

あ行

NPO	さまざまな社会貢献活動を行い、団体を構成する人などに対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「Non Profit Organization（非営利活動団体）」の略。さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
オストメイト	さまざまな病気や障がいが原因で、腹部にストーマ（人工肛門・人工膀胱）を保持している人。排泄管理のためにストーマ装具を利用する。最近ではオストメイトの排泄管理に対応したトイレも増えている。

か行

介護認定審査会	申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、また給付を受ける場合の要介護度を審査・判定する合議体。市町村が設置し、保健、医療、福祉に関する専門家によって構成される。
介護予防事業	65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない方を対象にした事業。要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある人生が送れるように支援することを目的としている。今回の制度改正によって、介護予防・日常生活支援総合事業として再構築される。
ガイドヘルプ	視覚障がい等により著しい困難を有する人に、歩行の介助や誘導などの支援をすること。
かかりつけ医	健康や病気のことについて気軽に相談を受け、身体に不調があるときにいつでも診察できる、地域に密着した身近な医師。初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
かかりつけ歯科医	患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含めた歯科医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医。
基本チェックリスト	二次予防事業対象者（介護予防が必要な方）を把握するために65歳以上の高齢者に配布して、生活機能に関する調査を行うためのチェックリスト。介護予防・日常生活支援総合事業の開始後は、市町村窓口で相談に来た高齢者を必要なサービスにつなげるための判定に使われることが予定されている。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置し、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整を行う事業所。
居宅給付費	介護サービスの給付に要する費用のうち、施設等給付費以外のもの。
ケアプラン （居宅サービス計画、 施設サービス計画）	要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために作成される計画。

ケアマネジメント	介護を必要とする方のニーズを把握して、適切な医療、介護、福祉などのサービスを受けられるように調整する手法。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要支援または要介護と認定された方が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン（居宅サービス計画、施設サービス計画）を作成する専門職。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合。
高齢者虐待	高齢者が、他者からの不適切な扱いにより、権利や利益を侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。虐待の種類としては、身体的虐待、介護・世話の放任（ネグレクト）、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待がある。

さ行

災害時要援護者 (避難支行動要支援者)	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等があげられる。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けた住宅で、安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の高齢者向けの賃貸住宅等。
施設等給付費	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設及び特定施設入居者生活介護の給付に要する費用。
社会貢献型後見人 (市民後見人)	親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人を、東京都では社会貢献型後見人と称している。基礎講習を受講し、さまざまな活動を通じて経験を積んだ後、適性に応じて実際の後見業務を担っていく。
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。民間の社会福祉活動を推進し、営利を目的としない民間組織。
住所地特例	高齢者が住所地以外の市町村の介護保険施設等に入所または入居したとき、施設入所（居）前の市町村が引き続き保険者として費用を負担する制度。施設の所在する市町村に財政負担が集中するのを防ぐ目的がある。 平成27年度から、サービス付き高齢者向け住宅にも適用される。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	ケアマネジャーの業務について十分な知識・経験をもち、ケアマネジメントを適切に提供する知識・技術を修得した者。原則としてケアマネジャーとして5年以上の実務経験と所定の専門研修課程を修了することが必要である。地域包括支援センターは、主任ケアマネジャーを配置する必要がある。
シルバー人材 センター	高年齢者雇用安定法に基づき、原則60歳以上の方を対象として、臨時的で短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益社団法人。
生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。
成年後見制度	認知症や精神障がい等により、判断能力が十分でない方を保護する制度。判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3類型があり、後見人等は家庭裁判所が選任する。

た行

第1号被保険者、 第2号被保険者	区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。
第三者評価機関	社会福祉法人等の事業所が提供する福祉サービスの質について、事業者・利用者以外の公正・中立な第三者として、専門的・客観的な立場から評価を行う機関。
団塊の世代	昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代。
地域支援事業	地域の高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする事業。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点。
地域密着型サービス	高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービス類型。原則としてその区市町村の被保険者のみサービス利用可能であり、指定・指導・監督の権限は保険者である区市町村が有する。
超高齢社会	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が高い社会のこと。高齢化率7%以上の社会を「高齢化社会」、高齢化率14%以上の社会を「高齢社会」、高齢化率21%以上の社会を「超高齢社会」という。
特定健康診査	平成20年度から各医療保険者が実施主体となり、生活習慣病に重点を置いた40歳～74歳の被保険者を対象にした健康診査。
特定施設入居者生活介護	介護サービスの一類型で、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供するサービス。

な行

二次予防事業	介護予防事業のうち、主に要介護状態等となるおそれが高くなっていく65歳以上の方を対象に、要介護状態等になることを予防するために行われている事業。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第3期介護保険事業計画以降、区市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤等の整備を進めている。圏域の設定にあたっては、保険者ごとに、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案している。
認知症	アルツハイマー病や脳梗塞、脳出血などにより、情報の分析や記憶などが難しくなり、日常生活が困難になった状態。
認知症アウトリーチチーム	認知症早期発見・早期診断推進事業において、認知症の早期診断・早期対応を目的とし、認知症専門医や保健師、看護師、精神保健福祉士などの医療・福祉の専門スタッフで構成された専門職のチーム。認知症の早期から家庭訪問等を行い、認知症の方のアセスメントや、家族の支援などを行う。
認知症支援コーディネーター	認知症早期発見・早期診断推進事業において、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や地域におけるさまざまな取組・支援の企画・調整等を行う専門員。看護師・保健師等の資格を持ち、認知症ケアや在宅高齢者の支援に3年以上の経験が必要。

認知症高齢者 グループホーム (認知症対応型 共同生活介護)	認知症の状態にある要介護者等が、日常生活上の世話や機能訓練を受けながら共同生活をする。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の方やその家族を支援する人。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される。
認定調査員	介護認定の一次判定として、申請者の自宅を訪ね、要介護認定調査票を基に申請者の心身状態を調査する職員。

は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある方などが社会生活をしていく上で、行動を妨げている障壁（バリア）を取り除き、生活しやすくすること。
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が要介護者や身体障がい者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。
法人後見監督	社会福祉協議会等の法人が行う成年後見監督。成年後見人が行う後見の事務を監督・指導し、成年後見人が任務を怠ったり、不正な行為を行わないよう監督する役割を担う。
ボランティア	自発的・主体的意思に基づいて、原則、無報酬で社会活動を行う人及びその活動。

ま行

民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う、地域福祉推進の中心的な担い手。
-----------	---

や行

ユニバーサル デザイン	健常者・障がい者を問わず、誰もが利用できるように、製品、建物、環境をデザインすること。
----------------	---

ら行

理学療法士	身体に障がいのある方に対して、運動療法、マッサージなどにより、リハビリテーションとしての治療を行う専門職。PTと略される。
ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	骨、関節、筋肉などの運動器の衰えや障がいにより、生活自立度が低下し、要介護や寝たきりとなるリスクの高い状態になること。

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
小平市地域包括ケア推進計画
(平成27年度～29年度)

平成27年 3月発行

発行： 小平市健康福祉部高齢者福祉課
小平市健康福祉部介護福祉課

〔 平成27年4月から
小平市健康福祉部高齢者支援課 〕

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

小平市健康福祉部高齢者支援課

電話： 042-346-9823

FAX： 042-346-9498

電子メール： koreishashien@city.kodaira.lg.jp

¥270